

陳情番号	件名
第 5 号	軽度外傷性脳損傷に関わる労災認定基準の改定及び周知について
受理年月日	
26.5.20	

陳情の趣旨
<p>軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、交通事故や高所からの転落・転倒、スポーツ外傷等により、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経繊維が断裂するなどして発症する病気です。</p> <p>この病気は、MRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合は経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。</p> <p>主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様ですが、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解を生じ、職場や学校においても理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。</p> <p>2007年、世界保健機構（WHO）において定義付けがなされておりますが、他覚的・体系的な神経学的検査法及び、耳鼻科・眼科など神経各科の裏付け検査を実施すれば、後からでも軽度外傷性脳損傷と診断することができると言われております。</p> <p>また、交通事故やスポーツ外傷により子供たちが軽度外傷性脳損傷を発症する可能性もあり、国民を始め教育機関への啓発・周知が重要と考えます。</p> <p>よって、下記の通り、国などに意見書を提出していただきますよう陳情します。</p> <p>陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．障害に応じた補償を得るため、「労災認定基準」の改定をすること。 自賠責の後遺障害認定は、労災認定基準に準ずる。 2．労災認定基準の改定にあたっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像診断に代わる軽度外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。 3．軽度外傷性脳損傷について国民ははじめ教育機関へ啓発・周知を図ること。